



様式第3号(表面)

(日本工業規格A列4)

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 31年 2月 12日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしきがいしゃ だいつう
だいいょうとりしまりやく おおにし ひさのり

②届出者 株式会社 ダイツウ

代表取締役 大西久則



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	28-ユ-300068
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ だいつう
④氏 名 又 は 名 称	株式会社 ダイツウ
〒	675-0104 電話 079 (422) 8666
(ふりがな)	かこがわしひらおかちようつちやま753-21
⑤所 在 地	加古川市平岡町土山 753-21
⑥適用開始・変更予定日	平成 31 年 3 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別紙、料金表を添付
⑧備 考	管理部長 大西隼人 電話 079 (422) 8666



手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額および負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介する サービス	成功報酬 (期間の定めない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> (期間の定めないある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用期間中 (雇用期間が1 年を超える場合は最大1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> 手数料負担者は、求人者とします。
求人者の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の1 2 ヶ月分に相当する額の<u>50%</u> 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金：3,000,000円 活動1日当たり：50,000円 成功報酬 (期間の定めない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の<u>50%</u> (期間の定めないある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用期間中 (雇用期間が1 年を超える場合は最大1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> 手数料負担者は、求人者とします。

就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	着手金：300,000円 相談・助言終了時：0円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は、関係雇用主とします。
---	--

上記手数料は消費税が含まれていません。別途加算となります。

平成31年3月1日

許可番号 28-ユ-300068
兵庫県加古川市平岡町土山753-21
株式会社ダイツウ 代表取締役 大西久則